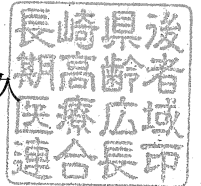


長崎県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和4年7月8日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田 上 富 久



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第7号

長崎県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱（平成21年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第10号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1条を加える。

（令和4年度の有効期限に関する特例措置）

第2条 令和4年度の有効期限に関する第4条の規定の適用については、第4条中「10月31日、1月31日、4月30日及び7月31日」とあるのは、「9月30日、10月31日、1月31日、4月30日及び7月31日」とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。